

広島県告示第三百九十四号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成三十年四月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
木阪病院	東広島市西条町土与丸字 城野橋一三三五番地	平成三三年四月一日	更新
府中市民病院	府中市鶴飼町五五五番地 三		
府中北市民病院	府中市上下町上下二二〇 一番地		